

奈良県立医科大学女性研究者・医師支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学女性研究者・医師支援センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、優れた女性研究者・医師の育成を図り、もって本学の研究・教育活動を一層活性化させることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 センターは女性研究者・医師に関し次の事務を行う。

- (1) 女性研究者・医師に対する研究・教育支援に関すること。
- (2) 研究・教育支援策に係る調査・研究に関すること。
- (3) 啓発・広報に関すること。
- (4) 地域連携・大学間連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるものの他、センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、医学部長をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの運営を統括する。
- 4 センターに、マネージャー、コーディネーター等の教職員を置く。
- 5 前項の職員は、教育研究審議会の議を経て学長が任命する。

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 総務経営担当理事
 - (3) 教職員若干名
- 3 前項第3号の委員は、教育研究審議会の議を経て学長が任命する。
- 4 第2項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長は、運営委員会を招集し議長となる。
- 6 センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長の指名する者が、その職務を代行する。
- 7 前各項に規定するもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(事務局)

第6条 センターの事務局は、法人企画部研究推進課に置く。

(その他)

第7条 センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。